

山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン 概要版

令和8年3月
山形県教育局学校体育保健課

【Ⅱ 地域クラブ活動】

◎在り方
・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展
・新たな価値を創出

◎認定制度
国・県が示す要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う

◇認定要件
①活動の目的・理念
②活動時間・休養日
③参加費等
④指導体制
⑤安全確保
⑥運営体制
⑦学校等との連携

◇認定の効果
①市町村等による情報提供
②運営等の公的支援
③教師等の兼職兼業
④大会等への円滑な参加

◎各種課題への対応
◇中学校・関係団体等との連携
◇指導者の確保・育成
◇移動手段の確保
◇生徒の安全・安心の確保
◇障がいのある生徒の活動機会の確保

【Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性】

改革の理念

すべての生徒がそれぞれの希望に応じたスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境の構築

目指す姿

子供や大人、高齢者や障がい者等の参加・交流

スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加

スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイング・地域社会の活性化

山形県の地域展開推進に向けたロードマップ

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
休日	持続可能なクラブ運営に向けた体制整備の支援			認定地域クラブへの支援		
	各種課題への支援					
平日	地域展開の実証事業を支援			地域展開の検証		
	地域クラブ活動・学校部活動の在り方の検討			認定地域クラブへの支援		

中間評価

適切な活動時間・休養日

校種	所属	平日	休日	備考
中学校	地域クラブ活動	2時間程度の活動	・3時間程度の活動 ・休日のみ活動する場合は原則、土日どちらかを休養日に設定	・週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内 ・週2日以上休養日を設定
	学校部活動	・2時間程度の活動 ・週1日以上休養日を設定	原則、実施しない	中体連・中文連主催大会等に参加する場合は、学校設置者のガイドラインに沿うこと
高校	学校部活動	・2時間程度の活動 ・週1日以上休養を設定	・3時間程度の活動 ・週1日以上休養日を設定	生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう計画

【Ⅳ 大会・コンクール】

○生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるようにする。
○大会引率について、地域クラブ活動は実施主体の指導者が行う。学校部活動については、教師の負担が過度にならないよう体制整備を進めることが望ましい。

【Ⅴ 活動時の事故防止】

①活動前における留意事項 ②天候等の考慮 ③熱中症対策 ④クマ等対策 ⑤冬山活動

【Ⅲ 学校部活動】

◎在り方
・生徒の自主的・自発的な活動
・学校や地域の特色及び生徒のニーズを生かした放課後活動の在り方を検討

◎体制整備
◇方針等の策定等
◇指導・運営に係る体制の構築

◎適切な指導及び安全・安心の確保
◇不適切行為の根絶
◇合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

◎適切な運営
◇適切な活動時間・休養日の設定

